滋賀医科大学長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出先［医学研究監理室］

受付日：　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医学研究監理室 | | |
| 室　長 | 室長補佐 | 係　員 |
|  |  |  |

**海外渡航等届**

　生物多様性条約、不正競争防止法及び国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第８条に基づき、本様式を提出します。

届出日：　　　年　　　　月　　　　日

所属長確認日：　　　年　　　　月　　　　日

所属長：

届出者所属・職名：

届出者氏名： 　　内線番号（ＰＨＳ）：

渡航中の連絡先：

* 所属長に内容確認を行う場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 渡航の区分 | 外国出張  海外研修旅行  休職渡航  兼業  その他（　　　　　　　） |
| 相手先の名称  （学会の場合は学会名） |  |
| 用務内容  （学会発表内容、打合せ内容等） |  |
| 技術情報等又は（市販品を除く）物品の持ち出し  (PC内及びUSB内のデータを含む） | なし　　　 あり　（　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　） |
| 渡航先国名（経由国） |  |
| 費用の出途（学会登録料等） | 往復交通費：  滞在費（日当・宿泊料）：  ＊兼業が含まれる場合は、別途人事課職員係にて手続きをしてください。 |
| 日程 | ２０　　年　　月　　　日 　～　 ２０　　年　　　月　　　日 |

* 太枠内のみ記載してください。

1. 生物多様性条約に関わる確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 渡航先への生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち込みを行う予定はありますか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒別途手続きが必要です。医学研究監理室に連絡してください。また、本様式提出後生物サンプルの持ち出し又は持ち込みを行うことになった場合は、相手国に対して事前手続きが必要な場合がありますので、すみやかに医学研究監理室に連絡してください。  「いいえ」⇒「**2.不正競争防止法に関わる確認事項**」へ。 |

※1.本様式に日程表と招へい状を添付して提出してください。

※2.「技術又は物品の持ち出し」が「なし」の場合は、以下の確認は必要ありません。

1. 不正競争防止法に関わる確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 【１】提供する技術情報等又は持ち出す物品は、第三者から提供されたものですか？ | はい  いいえ |
| 【２】提供する技術情報等又は持ち出す物品は、ＭＴＡ（研究成果有体物移転契約）等の契約が締結されていますか？ | はい  いいえ |
| 【３】提供する技術情報等又は持ち出す物品は、ＮＤＡ（秘密保持契約）を締結する必要がありますか？ | はい  いいえ |
| 【４】提供する技術情報等又は持ち出す物品は、特許出願等を行う予定はありますか？ | はい  いいえ |

* いずれかが「はい」の場合は、すみやかに医学研究監理室に連絡してください。
* 公知でない技術情報の取扱いに十分に留意してください。

　（裏面「**3. 安全保障貿易管理に関わる確認事項**」へ）

1. 安全保障貿易管理に関わる確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【１】技術の提供や物品の持ち出しは、不特定多数を対象（国際学会・会議、展示会、研修等）とするものですか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**本様式、日程表及び招へい状を提出してください。**  「いいえ」⇒【２】へ。 |
| 【２】提供する技術や持ち出す物品は、全て公知のもの　（学会発表論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で既に公開又は販売されているもの）ですか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**本様式、日程表及び招へい状を提出してください。**  「いいえ」⇒【３】へ。 |
| 【３】提供する技術や持ち出す物品は、基礎科学分野に属するもの（企業等営利団体との共同研究、技術開発等は除かれます）ですか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**本様式、日程表及び招へい状を提出してください。**  「いいえ」⇒【４】へ。 |
| 【４】提供する技術が「外為令別表」第１項～第１５項[（＊１）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第１」第１項～第１５項[（＊１）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)のいずれかに該当しますか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**医学研究監理室に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）  「いいえ」⇒【５】へ。 |
| 【５】提供する技術が「外為令別表」第１６項[（＊２）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm)のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第１」第１６項[（＊２）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm)のいずれかに該当しますか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒【６】へ。  「いいえ」⇒回答はここまでです。**本様式と日程表と招へい状を提出してください。** |
| 【６】訪問国は、「輸出令別表第３」[（＊３）](https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=訪問国について.pdf)の地域ですか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**本様式、日程表及び招へい状を提出してください。**  「いいえ」⇒【７】へ。 |
| 【７】訪問先に、外国ユーザーリスト[（＊３）](https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=訪問国について.pdf)に掲載されている組織が含まれますか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**医学研究監理室に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）  「いいえ」⇒【８】へ。 |
| 【８】提供する技術又は持ち出す物品が大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為[（＊４）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html)[（＊５）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf)に用いられますか？あるいは訪問先は「輸出令別表第３の２」の地域[（＊３）](https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=訪問国について.pdf)であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？ | はい  いいえ | 「はい」⇒回答はここまでです。**医学研究監理室に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）  「いいえ」⇒【９】へ。 |
| 【９】訪問国に、「輸出令別表第４」の地域[（＊３）](https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=訪問国について.pdf)が含まれますか？ | はい  いいえ | **医学研究監理室に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） |

※上記確認事項に変更がある場合は、医学研究監理室に連絡してください。

1. 「外為令別表」第１項～第１５項、「輸出令別表第１」第１項～第１５項について

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>

1. 「外為令別表」第１６項、「輸出令別表第１」第１６項について　１６．補完品目 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm>
2. 地域分類及び外国ユーザーリスト　まるっと滋賀医大研究タブ＞その他（研究情報）１ 海外渡航に関わる手続き＞３１：海外渡航（外国出張等）＞６）安全保障貿易管理に関する参考資料集＞12輸出令別表における地域分類及び外国ユーザーリスト該当国一覧表.pdf

[https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID\_guest.aspx?did=77036&fn=輸出令別表における地域分類及び外国ユーザーリスト該当国一覧表.pdf](https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=訪問国について.pdf)

1. 大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令　別表に掲げる行為

経済産業省安全保障貿易管理　安全保障貿易の概要＞キャッチオール規制　中段の手順、フローなどについて

　　 （※４）開発等：開発、製造、使用または貯蔵　　（※５）おそれ省令　別表に掲げる行為

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

1. 経済産業省　補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>

本様式とともに日程表と招へい状をPDFファイルにて、添付文書で医学研究監理室に提出してください。

医学研究監理室（2896）：[risk@belle.shiga-med.ac.jp](mailto:risk@belle.shiga-med.ac.jp)）